

令和 7 年組合議会 8 月定例会（令和 7 年 8 月 5 日）

上 尾 桶 川 伊 奈 衛 生 組 合 議 会 会 議 録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和 7 年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会 8 月定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

8 月 5 日（火）	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会及び開議の宣告	6
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○議事日程の報告	6
	○諸報告	6
	○管理者提出議案の報告及び上程	7
	○提出議案の説明	7
	○監査報告	13
	○提出議案に対する質疑	14
	○衛生組合事務に対する一般質問	33
	○討 論	47
	○採 決	47
	○閉会中の継続審査	48
	○管理者の挨拶	48
	○閉会の宣告	49

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第5号

令和7年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を次のとおり招集する。

令和7年7月25日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小 野 克 典

1 日 時 令和7年8月5日（火） 午前10時

2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	細 谷 文 人 議員	2 番	轟 信 一 議員
3 番	川 内 雅 人 議員	4 番	原 田 嘉 明 議員
5 番	渡 辺 ま や 議員	6 番	海老原 直 矢 議員
7 番	近 本 あんな 議員	8 番	斎 藤 哲 雄 議員
9 番	江 森 誠 一 議員	10 番	佐 藤 弘 一 議員
11 番	仲 又 清 美 議員	12 番	前 島 る り 議員

不応招議員（なし）

8 月 定 例 会

第 1 日

令和7年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会 第1日

令和7年8月5日（火曜日）

○議 事 日 程

第1 開 会

第2 開 議

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 諸 報 告

第6 管理者提出議案の報告及び上程

第7 提出議案の説明

第8 監査報告

第9 提出議案に対する質疑

第10 衛生組合事務に対する一般質問

第11 討 論

第12 採 決

第13 閉会中の継続審査

第14 閉 会

○出席議員（１２名）

1 番	細	谷	文	人	議員
2 番	轟		信	一	議員
3 番	川	内	雅	人	議員
4 番	原	田	嘉	明	議員
5 番	渡	辺	ま	や	議員
6 番	海 老 原		直	矢	議員
7 番	近	本	あ ん な		議員
8 番	斎	藤	哲	雄	議員
9 番	江	森	誠	一	議員
1 0 番	佐	藤	弘	一	議員
1 1 番	仲	又	清	美	議員
1 2 番	前	島	る	り	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	小	野	克	典	君
副 管 理 者	畠	山		稔	君
副 管 理 者	大	島		清	君
会計管理者	松	川		敬	君
監 査 委 員	野	本	一	人	君
組 合 事 務 局 長	大	塚	浩	正	君
組 合 事 務 局 副 局 長	大	野		優	君
組合事務局幹主	馬	場	将	樹	君
組合事務局幹主	石	川	和	茂	君
参 与	藤	田		悟	君
参 与	天	沼	貞	良	君

参	与	澤	田		勝	君
参	与	吉	川	貴	弘	君
参	与	矢	代	雅	之	君
参	与	北	村	和	幸	君

○職務のため議場に出席した人

書	記	長	谷	川	義	哉	君
書		記	杉	崎	達	宏	君
組合事務局主		事	山	田	竜	矢	君

午前 10 時 02 分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（斎藤哲雄議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和 7 年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会 8 月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△会議録署名議員の指名

○議長（斎藤哲雄議員） これより議事に入ります。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、

6 番 海老原 直 矢 議員

12 番 前 島 る り 議員

以上、2 名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（斎藤哲雄議員） なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長（斎藤哲雄議員） この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めていますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願

ます。

次に、行政視察の結果につきましては、報告書としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

△管理者提出議案の報告及び上程

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、本定例会に管理者から第10号議案から第12号議案までの議案3件の提出がありますので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提案議案の説明

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、本定例会に管理者から提出されました第10号議案から第12号議案までの議案3件を一括して議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） おはようございます。

本日ここに、令和7年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、大変御多用の中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、先月7月7日、8日に実施されました議会行政視察におきましては、私ども正副管理者をはじめ執行部職員も同行させていただき、大変有意義な視察ができましたこと、この場をお借りいたしまして、御礼申し上げます。

さて、議案の説明に先立ちまして、さきの2月定例会において、第6号議案 令和7年度一般会計予算に対しまして附帯決議が付されたことについて、この場をお借りいたしまして御報告申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、脱水汚泥処理委託料についてでございますが、最初に、脱水汚泥等の運搬業務委託につきましては、これまで1者による随意契約としておりましたところ、3月に運搬業者を再調査し、5者による指名競争入札といたしました。結果につきましては、前年度と同じ業者が同額で落札し、契約となったところでございます。

次に、脱水汚泥の処理委託につきましては、改めて近県に所在する3つの処理業者に脱水汚

泥受入れの調査及び申入れを行いましたところ、1者において、今年度後半に余裕が出るため、受入れ可能との回答を得ることができました。ただし、受入れ先の自治体に相談したところ、年度途中での事前協議は、災害、故障などの特別な理由がないと難しいと回答をいただいておりますこと、また、運搬費用の増加や搬出時間の変更など、課題もありますことから、引き続き、調査、研究してまいりたいと存じます。

最後に、現在受入れを停止している県内事業者につきましては、再開の準備を進めているとの情報を得ておりますので、引き続き情報収集を行い、委託料の削減に努めてまいる所存でございますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会におきまして御審議いただきます第10号議案から第12号議案につきまして、順次、その内容を説明させていただきます。

初めに、第10号議案 令和6年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定に付すものでございます。

次に、第11号議案 令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）についてでございますが、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ327万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,135万3,000円としたいので、この案を御提案申し上げるものでございます。

次に、第12号議案 公平委員会委員の選任についてでございますが、公平委員会委員の安田定雄氏が令和7年9月5日付で任期満了となりますので、後任として石井久夫氏を選任することについての同意を得るものでございます。

なお、石井久夫氏の経歴につきましては、資料として配付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から御説明いたしますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（斎藤哲雄議員） 続いて、当局から細部説明を求めます。

大塚事務局長。

〔組合事務局長 大塚浩正君 登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、第10号議案 令和6年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について説明をさせていただきます。

説明資料は、第10号議案 令和6年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算書、以降、決算書と呼ばさせていただきます。こちらと、第10号議案参考資料、令和6年度主要な施策の成果に関する説明書、以下、説明書と呼ばさせていただきます。以上2点を使用いたします。

それでは、決算書の1、2ページを御覧ください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金から6款諸収入までの歳入合計は、予算現額2億7,520万6,000円に対しまして、調定額及び収入済額は2億7,523万6,072円で行いました。不納欠損額及び収入未済額はございませんので、予算現額と収入済額との比較では3万72円、収入済額が予算現額を上回ったところでございます。

次に、決算書の3、4ページを御覧ください。

歳出でございますが、1款議会費から5款予備費までの歳出合計は、予算現額2億7,520万6,000円に対しまして、支出済額は2億6,368万1,606円で、翌年度繰越額はございませんので、不用額及び予算現額と支出済額との比較はいずれも1,152万4,394円となったところでございます。

なお、歳入歳出差引残額は、欄外に記載のとおり、1,155万4,466円となり、全額を令和7年度へ繰り越したところでございます。

続きまして、決算書の5、6ページを御覧ください。

以降、事項別明細書でございます。

初めに、歳入でございます。

主要な項目につきまして、説明をさせていただきます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合市町負担金でございますが、予算現額2億5,610万円に対しまして、調定額及び収入済額ともに同額の2億5,610万円でございます。

なお、各市町の負担額は、備考欄に記載のとおりでございます。

また、説明書の4ページ中段に負担金に関する事項を掲載してございますが、令和6年度における組合市町負担金は、前年度より30万円、0.12%の減額となったところでございます。

負担金につきましては、組合同規約第13条の規定に基づき、令和6年1月1日現在の人口割で御負担をお願いしているところでございますが、内訳につきましては、説明書の表に記載のとおりでございます。

続きまして、2款使用料及び手数料、2項手数料につきましては、し尿処理手数料として収集業者から69万2,857円を徴収したものでございます。

なお、令和6年度の収集処理量につきましては、説明書の3ページ中段以降に掲載してありますが、(2)といたしまして、収集処理料は2万4,943トンで、前年度より77トン、0.31%の減少でございました。

続きまして、決算書にお戻りいただき、9、10ページを御覧ください。

以降、歳出でございます。

主に決算額及び不用額の大きいものにつきまして、説明をさせていただきます。

初めに、1款議会費でございますが、ほぼ予算どおりの執行でございました。

次に、2款総務費でございますが、予算現額1億2,069万5,000円に対しまして、支出済額は1億1,941万834円で、不用額は128万4,166円でございます。

3節職員手当等の不用額11万1,013円につきましては、主に特殊勤務手当及び時間外勤務手当の執行残によるものでございます。

次に、11、12ページを御覧ください。

12節委託料の不用額15万8,036円につきましては、主に14ページの備考欄に記載がございまずホームページ保守委託及び職員健康診断委託の執行残によるものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料の不用額11万4,461円でございますが、主に複写機借上料の執行残によるものでございます。また、主な支出でございますが、土地借上料において、517万9,630円を支出したものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金でございますが、主な支出は、埼玉縣市町村総合事務組合負担金でございますが、令和5年度末に退職者が1名おりましたため、令和6年度は特別負担金を支出したものでございます。

次に、決算書15、16ページを御覧ください。

2目財産管理費、24節積立金でございますが、882万9,225円を財政調整基金に積立いたしました。これにより、令和6年度末財政調整基金の残高は1億3,500万4,330円となったところでございます。

続きまして、3款事業費でございますが、予算現額1億4,588万4,000円に対しまして、支出済額は1億3,869万420円で、不用額は719万3,580円でございます。

初めに、10節需用費でございますが、説明書に詳細がございまずるので、説明書の5、6ページを御覧ください。

説明書の5ページ、(2)し尿処理費に関する事項、ア、施設運営管理の消耗品等の状況でございますが、消耗品費は高分子凝集剤等、汚泥処理等で使用する薬品類が主なものでござい

ます。

また、その他消耗費といたしまして、機械部品、衛生用品、被服及び事務用品を購入したものでございます。

次に、燃料費でございますが、フォークリフトに使用するガソリンの購入費でございます。

次に、光熱水費ですが、処理施設の運転に係る電気代でございます。

以上、合計3,712万3,206円を支出したものでございます。

続きまして、説明書6ページのイ、施設における修繕の状況を御覧ください。

ポンプ、ブロワ等整備からその他修繕まで、計13件の整備、修繕を実施したもので、修繕料合計で2,608万2,716円を支出したものでございます。

なお、需用費の不用額322万7,078円でございますが、主に光熱水費の執行残によるものでございます。

続きまして、12節委託料でございますが、令和6年度に実施した委託業務は、決算書の16ページから18ページの備考欄に記載のとおり、脱水汚泥等処理委託から放射性物質濃度測定委託までの11件でございます。

脱水汚泥等処理委託につきましては、説明書の6ページ下段、ウ、脱水汚泥及びし渣の状況を御覧ください。

令和6年度の脱水汚泥は、よりいコンポスト株式会社及びオリックス資源循環株式会社の2社に合計889.69トンを出し、再資源化したしました。

し渣は、株式会社エコ計画及びオリックス資源循環株式会社の2社に合計28.72トンを出し、焼却処分いたしました。

脱水汚泥の出し量は、前年度比1.59トン、率にいたしますと0.18%の減でございました。

し渣の出し量は、前年度比3.15トン、率にいたしますと9.88%の減でございました。

なお、脱水汚泥の委託金額の増につきましては、燃料費や物価高騰などの影響による単価の上昇に加えまして、令和6年度より脱水汚泥の受入れを休止した事業者により、新たな事業者へ出したことによる単価の上昇が要因でございます。

こちらにつきましては、現在受入れを休止している事業者の今後の動向を注視しつつ、県外への出しも含め、受入れ先を再検討しているところでございます。

次に、決算書16ページにお戻りいただきまして、12節委託料備考欄の上から2番目、し尿処理施設基礎調査等業務委託でございますが、今後の施設整備方針を決めるために必要な将来の計画処理量予測や建物調査、整備手法及び概算費用の検討、課題整理等の調査を実施したも

のでございます。

なお、本日の会議終了後、議員の皆様、お時間をいただきまして、報告書を配付し、説明のお時間を取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、委託料の不用額393万3,802円でございますが、主に脱水汚泥等処理委託の執行残によるものでございます。

続きまして、決算書の20ページを御覧ください。

実質収支に関する調査でございますが、単位は千円となっております。

1の歳入総額は2億7,523万6,000円、2の歳出総額は2億6,368万2,000円となり、3の歳入歳出差引き額は1,155万4,000円でございます。

4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は1,155万4,000円でございます。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございませんので、1,155万4,000円につきましては、全額令和7年度に繰り越されるものでございます。

次に、決算書の21、22ページを御覧ください。

財産に関する調書でございますが、1、公有財産、（1）土地及び建物につきまして、決算年度中の増減はございませんでした。

2、物品につきましても、決算年度中の増減はございません。

3、基金につきましては、決算年度中増減高は、63万5,000を取り崩し、882万9,000円を積立した結果、差引き819万4,000円の増となり、令和6年度末残高は1億3,500万4,000円となったところでございます。

以上で、第10号議案 令和6年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。

続きまして、第11号議案 令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）について説明させていただきます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ327万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,135万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

次に、2 ページ、3 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正となっておりますが、詳細につきましては、6 ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

それでは、8 ページを御覧いただきたいと思います。

2 歳入、4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金におきましては、補正前の額2,648万円から補正額327万6,000円を減額いたしまして、2,320万4,000円とするものでございます。

繰越金の増額補正により、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に、5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金におきましては、補正前の額500万円に補正額655万4,000円を増額いたしまして、1,155万4,000円とするものでございます。これは、令和 6 年度決算に伴い繰越金が確定したため、当初予算との差額分を増額補正するものでございます。

次に、9 ページを御覧ください。

3 歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、2 目財政管理費でございますが、補正前の額263万円に補正額327万8,000円を増額いたしまして、590万8,000円とするものでございます。これは、地方財政法第 7 条により、剰余金の 2 分の 1 を下らない額を基金に積み立てなければならないとされており、令和 6 年度決算に伴い、繰越金を増額補正したことにより、積立金を増額補正するものでございます。

以上で、第11号議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（斎藤哲雄議員） 以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

△監査報告

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、令和 6 年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算について、監査報告を求めます。

野本一人監査委員。

〔監査委員 野本一人君 登壇〕

○監査委員（野本一人君） ただいま議長から監査報告についての御指名をいただきました監査委員の野本でございます。代表して決算審査の報告をさせていただきますと思います。

私と佐藤監査委員は、去る 7 月10日、当組合において、令和 6 年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。

審査に当たりまして、会計管理者をはじめ関係職員の出席を求め、それぞれ説明を聞きなが

ら審査を行いました。

審査は、1 つには、令和 6 年度一般会計歳入歳出決算書及び事項別明細書等の附属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であるかどうかについて、第 2 点目には、歳入歳出予算が適正に執行されているかどうかについて審査を行いました。

その結果、決算書をはじめ附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数も誤りなく適正に表示され、また、歳入歳出予算の執行状況については適正に執行されているものと認めました。

なお、審査の概要につきましては、7 月 17 日付で決算審査意見書を管理者宛てに提出したところでございますが、その写しが議員各位に配付されているとのことでございますので、朗読は省略をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、監査報告といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（斎藤哲雄議員） 以上で、監査委員の報告を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 暫時休憩いたします。

休憩中、提出議案に対する追加の質疑のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

再開の定刻時刻は 10 時 35 分といたします。

（午前 10 時 30 分）

○議長（斎藤哲雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 35 分）

△提出議案に対する質疑

○議長（斎藤哲雄議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

発言は自席で着座にてお願いをいたします。

6 番、海老原直矢議員。

○6 番（海老原直矢議員） 6 番、海老原直矢です。

通告に従い、質疑をしてみたいです。

まず、第 10 号議案につきまして、7 点、質疑をいたします。

1 点目に、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量について、見解をお伺いします。予算策定時の見通

しとの乖離についても、その御見解をお伺いします。

2点目に、各委託事業のうち、入札に付したものと随意契約したものの一覧及びそれによって生じた入札残について、資料で御説明をお願いいたします。

3点目に、財政調整基金の適正額について見解をお伺いします。

4点目に、繰越金について、令和5年度と比較した際の増についての見解をお伺いします。

5点目に、不用額の割合が大きいものについて、その理由をお伺いします。

6点目に、予算額よりも決算額のほうが高額となったものについて、その理由についてお伺いをします。

7点目に、予算計上されていたが、決算書には記載されていない事業の一覧及び事業を実施しなかった理由についてお伺いをさせていただきます。

次に、第11号議案については、過去5年間の8月時点での基金額の推移についてお伺いをします。

第12号議案については、本候補者を選定した理由及びその選定過程についてお伺いします。

以上で、1回目の質疑を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 6番、海老原直矢議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、6番、海老原議員さんの第10号議案に関する質疑について、順次お答えをいたします。

1点目の、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量についての見解、予算策定時の見通しとの乖離でございますが、令和6年度予算策定時の搬入量の見通しにつきましては、令和4年度のし尿、浄化槽汚泥の搬入量2万5,202トンに対し、約3.5%の減少を見込み、2万4,300トンと予測したものでございます。

この見込みと実績との乖離についてでございますが、過去5年間の搬入量実績を確認いたしますと、令和2年度から4年度にかけては、し尿、浄化槽汚泥の搬入減少率が毎年2.5から3.5%程度となっておりましたが、ここ2年間にしましては、1%に満たない幅での減少率となっております。

考えられる原因といたしまして、し尿は台風による降雨やゲリラ豪雨などの影響を受ける場合があります、また、浄化槽汚泥につきましては、下水道区域外地域の大型店舗の開店や県とのタイアップにより、浄化槽の適正な維持管理キャンペーンを実施した構成市町がございまして、搬入量の増につながった可能性があるものと考えております。

次に、２点目の各委託事業のうち入札随意契約及び入札残一覧でございますが、本日、議長の許可を得て事前にお配りした資料１ページを御覧いただきたいと思います。

総務費での契約件数は全11件で、このうち指名競争入札は、例規データ更新委託、備前堤草刈委託の２件でございます。

次に、随意契約のうち、地方自治法施行令第167条の２第１項第１号に当たるものは、職員採用試験業務委託、消防設備保守点検委託、職員健康診断委託の３件でございます。

次に、同第２号に当たる競争入札に適さないものにつきましては、施設警備委託、給与システム保守委託、財務会計システム保守委託、ホームページ保守委託の４件でございます。

次に、同第３号に当たる特定の施設等から役務の提供を受ける契約、または高齢者の雇用安定促進を図るための随意契約は、緑地整備委託、管理棟清掃委託の２件でございます。

続きまして、資料２ページ以降、事業費での契約件数は全17件で、このうち指名競争入札は、し尿処理施設基礎調査等業務委託、槽清掃委託、計測機器保守委託、汚泥及び処理水等分析委託、自家用電気工作物保安管理業務委託の５件でございます。

次に、随意契約のうち地方自治法施行令第167条の２第１項第１号に当たるものは、汚泥及び処理水等分析委託（その２）、自動ドア保守委託、地下タンク漏えい検査委託、放射性物質濃度測定委託の４件でございます。

次に、同第２号に当たるものとして、脱水汚泥処理委託（その１）及び（その２）、脱水汚泥及びし渣運搬委託、し渣運搬・処理及び処分委託、し渣処理委託、沈砂運搬・処理及び処分委託、トラックスケール代行検査委託の７件でございます。

次に、同第３号に当たるものとして、施設運転補助業務委託の１件でございます。

また、各予算額、支出済額及び不用額等につきましては、一覧表に記載のとおりとなっております。

次に、３点目の基金の適正額についての見解でございますが、施設において大型機器が壊れたことを想定した場合、水処理施設に係る機器の更新となりますと１億円程度が見込まれるものでございます。同じく汚泥脱水設備に関しましても、修理対応の場合で数百万円から、機器の更新で１億円程度と考えられます。

このようなことから、不測の事態が発生いたしましても、し尿及び浄化槽汚泥の受入れに極力影響を与えず、早急に対応できる状況を維持するためには、１億円程度の財政調整基金が必要であるとの認識をしているところでございます。

次に、４点目の繰越金の令和５年度と比較した増についての見解でございますが、令和６年

度歳入の繰越金は、令和５年度と比較いたしますと、902万850円の増となったものでございます。

令和５年度において不用額が多かった理由でございますが、主に事業費の需用費において、不用額が多く発生したことによるものでございます。不用額の主な理由でございますが、10節需用費の修繕料において、緊急突発的な整備が必要な事案が比較的少なかったこと、2点目として、光熱水費の電気料において、前年度より使用料の削減が図られたことや電気料の単価の上昇が見られなかったこと、3点目として、12節委託料において、脱水汚泥及びし渣の搬出量が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、5点目の不用額の割合が大きいものの理由でございますが、決算書の16ページ、事業費の需用費において、322万7,078円の不用額となっております。こちらは、光熱水費の電気料金において、前年度より使用料の削減が図れたこと、単価の大幅な上昇がなかったことなどによるものでございます。

補正予算での対応もしておりますが、施設での電気使用量は施設の稼働状況等により大きく変動いたしますので、最大値での見込みで試算しているため、不用額の割合が大きくなったものでございます。

また、委託料において、393万3,802円の不用額となっておりますが、こちらは、脱水汚泥等処理委託において、搬出量が見込みより少なかったこと、また、脱水汚泥の搬出において、契約している2社のうち、単価の安価な業者にできる限り多く搬出するように調整を図ったことによるものでございます。こちらも補正予算での対応もいたしておりますが、電気使用量と同様に施設の稼働状況等により変動が大きいため、見込みとの差が大きくなったものでございます。

次に、6点目の予算額よりも決算額のほうが高額となったものでございますが、事業費の修繕料におきまして、45万4,716円の超過がございました。これは、設備機器のトラブル等により、その他修繕として実施した突発的な修繕が見込みよりも多かったためでございます。

また、汚泥及び処理水等分析委託におきましては、12万4,000円の超過がございましたが、電気設備機器更新の際における有害物質含有状況の確認の必要性が生じたため、別途分析業務を委託したものでございます。

次に、7点目の、予算計上したが、決算書に記載されていない事業の一覧及び事業を実施しなかった理由でございますが、議長の許可を得て事前にお配りした資料4ページを御覧ください。

内訳といたしまして、議会費につきましては、消耗品費と有料道路通行料の2件、総務費につきましては、行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会等委員報酬から全国公平委員会連合会総会等出席負担金までの6件、事業費は、事業発生材処分業務委託と施設補修材の2件で、全部で10件となっております。

個々の事業を実施しなかった理由につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に、第11号議案の過去5年の8月時点での基金額の推移でございますが、議長の許可を得て事前にお配りしました資料5ページを御覧ください。

財政調整基金、令和3年度から令和7年度の各8月1日時点での推移でございますが、令和5年度におきましては、前年の令和4年度に施設の外壁屋上防水工事を実施しておりまして、その財源として財政調整基金を一部取り崩し、工事費に充てたため、減額となっているものでございます。

財政調整基金につきましては、大きな修繕工事等が計画された場合においては、構成市町の大きな負担にならないように、歳入予算額に不足が生じた際、一部財政調整基金の取崩しにおいて対応しているところでございます。

次に、第12号議案に対する質疑、本候補者を選定した理由及び選定過程でございますが、公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定に、人事委員会、または公平委員会の委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任するとされておりますことから、各構成市町より、前述の条件を踏まえた上で選定され、御推薦をいただいた方を本委員会委員に選任させていただいておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

6番、海老原直矢議員。

○6番（海老原直矢議員） ありがとうございます。

再質疑をいたします。

まず、第10号につきましては、今、随意契約の一覧表を頂いておりますが、この差異の、以前もちょっと予算でもお伺いしましたが、ガイドラインとしては、その中では整備をされた状態で、何がしかガイドラインにのっとって、今回、この随契の判断をしたのか。特に2号で

すかね。2号についてはどのような理由だったのかというところを改めて、総務費については以前もお伺いしていないので、改めて、2号に当たるというところは、その入札に適さないというところですけども、そこについては理由についてお伺いすると、あと、事業費については、7年度の予算の審査ですかね。そのときにはそれぞれもうほかに者がいないんだという話でしたけれども、同じ理由なのかどうなのか。あるいは、あと、幾つかについては見積りを取っています。相見積り取っていますけれども、書いていないやつは取っていないということではないですかね。1者決め打ちでやったという理解でよろしいのか、お伺いします。

2点目に、先ほど、財調については、1億円程度が好ましいのではないかとということでありましたけれども、多分、今回の決算時点でも、3,500万円程度上回っていますけれども、これについての適切性の見解についてお伺いします。

11号にも関わりますが、本決算の歳入歳出の差引き額も1,000万超えているというところで、ここについても、この程度の金額が出てくることについてどのような見解を持っているのかというところをお伺いします。

あと、先ほど、脱水汚泥の処理委託については、2社に振り分けてということでお話がありましたが、これについて、それぞれの事業の単価と取扱い量についてお伺いします。

あと、5点目には、これは以前質問したからですけども、各種講習会の負担金についても予算額を上回っていると認識していますけれども、その内容についてお伺いをします。

11号については、ちょっと事前のやり取りではさせていただかなかったんですけども、11号についても、この過剰な積立てとならないように精査等を行って、この金額となっているのかというところをお伺いします。財調の積立てについて、一定額積み立てるということであるんですけども、過剰な積立てとならないように、何がしかの精査を行ってやっているのかというところをお伺いします。

12号については、この推薦に至る過程というところがあまりよく分からなかったんですけども、毎年度、この上尾市役所の同階級の退職職員の推薦を受け付けているのか。それとも、何がしか、別の基準があって。プロフィールを見させていただくと、必ずしも人事に、このプロフィール上は人事の専門というところではないように見受けられるんですが、何がしかの基準が特段あるのであれば、それについてもお伺いします。

以上です。以上で、2度目の質疑を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 6番、海老原直矢議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、海老原議員さんの再質疑に順次お答えをいたします。

初めに、1点目、随意契約とした際のガイドラインは、構成自治体の基準に準じたものかについてでございますが、当組合のガイドラインは、上尾市さんと桶川市さんのガイドラインを参考に、令和4年6月に、上尾、桶川、伊奈衛生組合随意契約ガイドラインを策定しており、このガイドラインに基づき、事務手続を行っているところでございます。

また、先ほど御質疑をいただきました随意契約、2号契約の理由についてでございますが、先ほど御覧いただきました資料、一覧表の2ページ、3ページを御覧いただきたいと思います。

第2号のうち、順番に申し上げますと、施設警備委託につきましては、こちらは、既にこの施設に設置されております機器が契約事業者のものによるための2号の契約となっておりまして、

続きまして、給与システム保守委託につきましても、同様に、導入済みの給与システムを保守するためのものでございます。

続きまして、財務会計システムにつきましても、給与システムと同様の理由でございます。

さらに、ホームページ保守委託につきましても、同様の理由となっております。

ページが変わりまして、2ページの脱水汚泥処理委託、それから、脱水汚泥・し渣運搬委託、処分委託等につきましては、こちらにつきましては、私どもの搬出条件に見合う受入れ業者、また運搬業者が限られているため、この2号の契約となっているところでございます。

下から2行目の沈砂運搬処理及び処分委託につきましても、同様の理由となっております。

また、見積書の徴取をした相手先が記載されたものにつきましては、1社からの見積りとなっているところでございます。

次に、2点目の本決算時点で必要性の認識について答弁のあった1億円を3,500万円上回っているが、この適正についての見解でございますが、先ほど、答弁の際、機器の故障において、現状1億円程度の財政調整基金があれば、施設運営に支障がないと申し上げましたが、施設の将来を考えますと、施設の経年により、施設整備に向けた調査、計画書作成等を計画しなければならないものと考えております。非常時対応を想定した1億円程度の基金残高を保ちつつ、このような費用の支出につきましても、構成市町の負担とならないように活用させていただき、将来の負担軽減に役立たせていただけたらと考えているところでございます。

次に、3点目の本決算の歳入歳出差引き額も1,000万円を超えているが、これについても本答弁とほぼ同様の理由と理解してよいかについてでございますが、先ほどの答弁と重なります

が、主な決算の残につきましては、事業費の需用費における光熱水費の電気料金の残によるものと委託料における脱水汚泥等処理委託においての執行残が主な要因であり、議員さんお見込みのとおりでございます。

次に、4点目の脱水汚泥処理委託について、それぞれの事業者の単価と取扱い量でございますが、令和6年度は埼玉県内の2事業者に脱水汚泥の処理業務を委託しておりまして、1社が、よりいコンポスト株式会社に、1トン当たり税込みで2万8,600円で、取扱い量は492.71トンでございました。また、もう1社は、オリックス資源循環株式会社に、1トン当たり税込み7万1,500円で、取扱い量は396.98トンでございました。

次に、5点目の各種講習会負担金についても予算額を上回っていると認識しているが、その内容についてでございますが、令和6年度、各種講習会負担金を負担し、受講した研修といたしましては、安全衛生推進者養成講習、危険物取扱者保安講習のほか、年末調整実務講習と、そのほか、令和6年度は10月に2名の職員を新規採用したため、出納事務の合理的運用と予算・決算に関する研修を受講したものでございます。

そして、11号議案に対します、この過剰な積立てとならないようにの件でございますけれども、毎年、構成市町さんをお願いしております負担金につきましても、前年実績を上回らないようにという形で計画をしております。このような中で、可能な限り繰越し額が増えないようにと努力をしているところでございます。

以上でございます。

大変失礼いたしました。

では、続きまして、失礼いたします。

12号議案の推薦に至る過程、毎年、上尾市における同階級の職員の推薦を受けているのかについてでございますけれども、当組合の公平委員会委員につきましては、各構成市町から1名ずつの選任で、計3名、任期は4年をお願いしているところでございます。今回は、上尾市さん推薦の委員が任期満了となりますことから、後任の方の推薦を依頼させていただいたものでございます。

よって、毎年、同階級の退職職員を推薦いただいているというわけではございませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

失礼いたしました。以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

6 番、海老原直矢議員。

○6 番（海老原直矢議員） では、再々質疑をしてまいります。

最初のところの、ここからちょっと打合せしていないですから申し訳ないですけども、最初のところの随契のところは、1 社見積りのところは、どのような形で6 年度中に確認を、6 年度中というか、これは契約に至るまでに確認をして、1 社しかないという形になったのかというのは、改めてちょっと。毎回お伺いして恐縮ですが、もう一度、改めてお話をお伺いさせていただきます。

2 点目には、先ほど、財調のところは、11号にも関わる場所ですけども、10号ということでお伺いしますが、そうすると、適正額は結局幾らぐらいがよろしいのかというところで、また2 億まで積み上げていくよという話をしているのか。それとも、あればあっただけいいよねという話だと、ちょっとまた何か財調の趣旨としては、年度間の予算額の不均衡を是正していくということだと思うので、あれば積み上げていけばいいよねという話では恐らくないんだと思っております。

先ほど、1 点目のところでもありますけれども、今後も取扱い量は一定程度減少していくという中で、分担金があまり大きく跳ね上がるということはあまり想定、施設が大きく破損するとかが起こればそうですけれども、それはそれで構成市町も理解した上で支出をするような形になると思いますので、そういった意味では、このいわゆる貯金に当たるところをどこまで積み上げていくのかというのは一定のめどがあってやられているんだと思いますけれども、6 年度中においてはどのような。これは6 年度の決算の審査でもあると思うので、6 年度中についてどのようなことで考えてきたのかというところ。

あと、先ほど、脱水汚泥の処理委託については、2 社に振り分けてということですけども、かなり金額に差がある。単価にかなり差があるところだと思うんですが、このよりいコンポストさんについては、この492トンというところがマックスだったという理解でよろしい。多分そうだと思いますけれども、そこについて改めて御見解をお伺いします。

ちょっと10号と11号とブリッジするような形で申し訳ないんですけども、その11号のところ改めて、その先ほどちょっと10号でも少し聞いちゃいましたけれども、この金額の、財調の金額をどのくらいをめどにして毎年度考えていらっしゃる、今回のこの補正予算のところもそうですけれども、考えていらっしゃるのかというところで、やっぱり1 億9,000 万ぐらいまで積み上げていきたいというのが組合としての考え方なのか。そこら辺の見解について、改めてお伺いします。

以上です。

○議長（斎藤哲雄議員） 6番、海老原直矢議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、ただいま頂戴いたしました再々質疑につきまして、順次お答えしてまいります。

まず、随意契約の1社見積りの件でございますが、基本的には、先ほどの答弁とも重なりませんが、既存のシステムの保守であったり、契約先が1社しか想定し難いものにつきまして、1社の見積りとさせていただいているところでございます。

また、財政調整基金につきましては、決して2億円を目指しているというようなことはございませんでして、やはり基準は1億円前後と考えております。

現在、若干といえますか、3,000万程度、1億を上回っておりますが、これも、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、これから迎える施設の整備計画等の策定に当たりまして、1億円を目指していきたいと、このように考えているところでございます。6年度中についても同じ考え方でございます。

また、脱水汚泥につきましては、当然、単価が安いところにより多く出すほうがトータルのコストは安いということになりますが、議員御推察のとおり、先方にも受け入れられます量のマックスがございまして、上限いっぱいまで受け入れていただいた結果となっております。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありませんか。

以上で、6番、海老原直矢議員の質疑を終わります。

続いて、7番、近本あんな議員。

○7番（近本あんな議員） では、通告に従いまして質問させていただきます。

5点、通告させていただいていますが、先番議員への答弁で1点解消しましたので、4点で質問させていただきます。

第10号議案の事業費、需用費に関してからです。

まず、光熱水費に関して、予算額との差異が656万1,617円あると思います。電気を多く使う事業の変更などがあったのか、差異が多く出た要因の分析ができているのか、伺います。

2点目、同じ項目、消耗品費に関して、説明書にございますその他の項目が令和5年と比較してマイナス383万2,827円となっています。どのような消耗品の購入が減ったのか、伺います。

同じく第10号議案の事業費の委託料に関してです。

1点目、トラックスケール代行検査委託が予算50万に対して、半分が不用となっております。決算額26万9,500円です。予算時からここまで下がった理由を伺います。

4点目、汚泥及び処理水等分析委託、予算額から12万4,000円増額しての着地となっておりますので、理由を伺います。お願いします。

○議長（斎藤哲雄議員） 7番、近本あんな議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、7番、近本議員さんの議案質疑につきまして、順次お答えをしてまいります。

1点目の光熱水費で予算額との差異がある件についてでございますが、令和6年度におきましては、電気使用量の削減が図れたこと、単価の見込みが予測よりも安価であったことが要因でございます。

予算策定時には、過去の電気使用量の実績に基づき予算額を算出しておりますが、施設での電気使用量は設備の稼働状況により大きく変動いたします。また、昨今の電気料金単価の変動につきましても、補助金の有無も含め予測が難しい状況にございますことから、最大値を想定して試算をしております、当初予算との差異が多く出たものでございます。

施設の運転に関しましては、今後も安定処理を最優先しながらも、電気使用量の削減につきまして努めてまいりたいと考えているところでございます。

次、2点目の消耗品費のその他消耗品が令和5年度と比較して減少している件についてでございますが、令和5年度は、オゾン発生装置の消耗部品である高圧放電管、高圧ヒューズ、スパーサーの購入で165万円、電気機器のインバータ及びシーケンサの購入で214万5,000円の支出がございました。

購入理由といたしまして、オゾン発生装置の消耗部費につきましては、令和5年5月に生産中止になる消耗部品について予備品を購入したもの、また、インバータ及びシーケンサにつきましては、施設における重要機器の一部であり、かつ納期が約1年と見込まれるため、緊急対応ができるよう購入したものでございます。

令和6年度におきましては、このような特出した支出はございませんでしたので、減額となったものでございます。

次に、3点目の事業発生材処分委託33万円の項目がない件でございますが、①どういうものかにつきましては、職員が行うような簡易な修繕等で発生する廃材や廃油等の処分委託費で

ございます。

大変失礼いたしました。

次に、3点目のトラックスケール代行検査委託について、予算時からここまで下がった理由でございますが、予算策定時には、内容を検討し、参考見積りを徴取しているところでございますが、予算用の見積り徴取の時期と事業実施の時期との関係上、参考見積り額は物価高騰や燃料費、労務費等の上昇分を見込んで作成されており、昨今の社会情勢では特にその予測が難しい状況でございまして、予算額との差異が生じたものでございます。

なお、こちらの不用額につきましては、令和6年度第2回補正予算におきまして減額補正させていただいたところでございます。

次に、4点目の汚泥及び処理水等分析委託について、予算額から12万4,000円増額した理由でございますが、電気設備点検結果の報告を受け、機器更新の際における有害物質PCB含有の確認の必要性が生じたため、別途分析業務を委託したためでございます。契約金額は15万4,000円でございます。なお、分析の結果、有害物質PCBの含有はございませんでした。

今後も予算策定時には少しでも実態に近い予算額を計上できるよう努めてまいりますので、御理解賜りたいとお願いいたします。

失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

7番、近本あんな議員。

○7番（近本あんな議員） では、順次再質問をさせていただきます。

まず、光熱水費に関して、2点です。

1つ目、使用料の削減は具体的に何をどう削減したのか、伺います。

2点目、稼働状況の削減ということでしたが、予算策定時から何をどう変えたのか。稼働日や時間を減らすなどしたのであれば、それによって問題は生じなかったのか、伺います。

また、問題がないのであれば、次年度以降も同じような稼働状況を続け、電気代の高騰以外では基本的にこの金額の電気代の推移でいくのか、伺います。

次に、消耗品、その他について、どの項目の購入が減ったかに関して、2点です。

高圧放電管が終売したということでしたが、今の在庫でいつまで残る想定なのか。現在在庫しているものがなくなった場合に、オゾン発生装置本体も買い換えなくてはいけないのか、伺います。

同じ項目です。今年度、決算のその他の項目では、令和5年のような未来に向けての投資がないと思いますが、部品や消耗品の終売予定はない。もしくはほかに代替品が見つまっているという認識でよいのか、伺います。

次に、汚泥及び処理水等分析委託について、予算額から12万4,000円増額した理由に関してです。

先ほど、有害物質のPCB、これはポリ塩化ビフェニルというものだと思います。これは、1970年以前の電気機器の場合には、絶縁油として使用されていたということもあるかと思います。点検結果から含有の確認の必要が生じるというのはどういう状況だったのか。後から発生、勝手に発生するようなものなのかを伺います。

最後です。今回、予算額と決算額の差が大きいものを中心に質問させていただきました。不用額が大きくなるというのは、単に安く済んだからいいよねではなくて、何が不要だったのか。予算が余るということは、何ができていないことがあるのかという視点もあるかと思います。また、議会では適正に予算執行されるように3月に審議をしております。それを踏まえれば、不用額が大きくなり過ぎないように、予算策定の精度を上げてもらうことと組まれた予算は適切に使用してもらうことも必要だと考えますが、不用額を減らすための取組は検討しているか。検討していたら、内容を伺います。

○議長（斎藤哲雄議員） 7番、近本あんな議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、近本議員さんの再質疑につきまして、順次お答えをいたします。

初めに、電気使用量削減の具体的な取組でございしますが、長期休日における施設の運転停止や搬入状況に応じた運転停止、設備機器の停止及び出力の調整等により電気使用量の削減を図っているところでございます。こちらは、職員が生物処理や放流水質等の状況を確認しながら判断をしているところでございますが、搬入物の性状や気温など、様々な条件により状況が変化いたしますので、次年度以降も同様な稼働状況で運転できるかは判断が難しいところでございます。

今後も状況に応じた運転を心がけることで、可能な限り電気使用量を削減できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、運転時間の削減等による問題は生じなかったところでございます。

次に、高圧放電管の在庫でございしますが、機器の運転状況にもよりますが、この先10年か

ら15年程度の在庫がございますので、当面の間は問題がないところでございます。

また、在庫がなくなった場合でございますが、オゾン発生装置本体の更新が必要となる可能性は高いものの、代替案も含めまして、メーカーと協議の上、その時点での処理状況に応じた適切な対応を図りたいと考えているところでございます。

なお、令和6年度は同様の支出ございませんでしたが、議員御推察のとおり、部品等の終売予定の情報がなかったところでございます。

次に、有害物質P C Bでございますが、令和6年度に実施した電気設備点検の報告書において、廃棄予定のコンデンサについて、P C B分析の必要性が示されましたことから、分析業務を委託したものでございます。

なお、コンデンサに含まれる可能性がある低濃度P C Bは、型式や製造時期により電気機器の絶縁油に含有されている可能性があるものでございまして、使用時に発生するようなものではございません。

また、コンデンサを処分する際には、検査結果証明書が必要となるものでございます。

次に、予算策定時の精度の向上に関してでございますが、議員がおっしゃられますとおり、不用額が大きくなり過ぎるということは、予算策定時の精度が低かったと言われましても、これは否定ができないところでございます。

不用額が大きい電気代は昨今のエネルギー事情を取り巻く社会情勢を鑑みますとなかなか予測が困難な一面もございますが、実績に応じた予算額の算定に加え、中長期的な見通しを立てていくことも必要になってくるものと考えます。

また、複数の者から見積り徴収が可能な予算につきましては、より多くの者から見積りを徴収し、見積り額の平準化を図るなど、あらゆる角度から予算精度の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。よろしいですか。

次に、5番、渡辺まや議員。

○5番（渡辺まや議員） 5番、渡辺まや議員です。

通告に従いまして、質疑を行わせていただきます。

第10号議案の総務費、P12ページ、12節委託料に関して、3点、お聞きさせていただきます。

1 点目に、委託料の費用対効果をどのように評価していますか。（どれくらいのコスト、業務削減などにつながっているのか。）

2 点目に、それぞれの委託先と委託内容をお伺いいたします。

3 点目に、不用額の根拠について通告をさせていただきましたが、先ほどの御説明で、ホームページ保守委託と職員の健康診断委託の執行残ということでしたので、もう少し詳しく、ホームページ保守委託に関しましては、令和5年度の決算額と同額となっていること、また、健康診断委託に関しては、予算額の半分ほどの金額が不用額となっておりますので、そちらのほう、詳しく御説明のほうをお願いいたします。

○議長（斎藤哲雄議員） 5 番、渡辺まや議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、5 番、渡辺議員さんの第10号議案に関する質疑にお答えをしてみたいと思います。

初めに、総務費委託料、費用対効果の評価についてでございますが、議長の許可を得て事前にお配りしました資料6ページを御覧いただきたいと思います。

委託先と委託内容につきましては、表に記載のとおりとなっております、一部は法令上実施が必要な業務が含まれております。このうち競争入札に付すことが費用対効果として有利なものにつきましては、入札を行い、緑地整備委託や管理棟清掃委託につきましては、シルバー人材センターに業務委託をしたことにより、地域の高齢者の雇用促進が図られることや以前、民間事業者と契約していたときよりも経費削減が確認できていることから、一定程度のコスト削減につながっているものと認識をしているところでございます。

また、昨年度より契約いたしました例規データ更新委託に伴い、紙の例規集が廃止となり、完全デジタル化いたしましたので、紙の削減も大幅に図られ、環境負荷の削減にも寄与できたものと考えております。

そして、不用額のうちのホームページの委託の件でございますが、こちらにつきましては、予算策定時に参考見積りとして徴取いたしました見積り額と実際の契約額に差が生じたものでございます。

また、職員健康診断委託につきましては、当初、11名の受診を予定していたところでございますが、令和6年度につきましては、年度当初採用予定者2名が内定の辞退がございました。そのため、こちら2名が減少したと併せまして、人間ドックを受診した職員が、人間ドックが3名おりましたため、実際には、健康診断を受診した職員が減ったため、50%を超える

執行残となったものでございます。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

5 番、渡辺まや議員。

○5 番（渡辺まや議員） それでは、再質疑を行わせていただきます。

資料の作成、どうもありがとうございます。

法令上実施が必要な業務に関して2点と、職員健康診断委託に関して、1点再質疑を行わせていただきます。

緑地整備委託、管理棟清掃委託に関して、高齢者の雇用の促進に加えて、費用の削減にもつながっていることは大変よいことだと思います。緑地整備、管理棟清掃は、一度に何名ほど来て、年間何回ほど業務を行ったのか。また、量や範囲に変わりはないのかをお伺いいたします。

続いて、2点目、消防設備保守点検委託は、2社見積りとのことですが、もう1社の会社名と金額をお伺いいたします。

また、令和5年度決算額が9万2,400円でしたが、点検内容に変わりはなく、金額が抑えられたということでしょうか。

続いて、3点目、健康診断委託に関して、随意契約のガイドライン、大きな留意事項の（3）には構成市町内業者等の優先的選定については、地元企業の育成及び地域経済活性化を図るため、構成市町内業者を優先して選定してくださいと記載がございますが、職員健康診断委託の委託先が戸田市である理由をお伺いいたします。

以上です。

○議長（斎藤哲雄議員） 5 番、渡辺まや議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、ただいまいただきました再質疑に順次お答えをしてみたいです。

初めに、1点目の緑地整備、管理棟清掃委託の回数、人数、ございますが、こちらにつきまして、緑地整備委託につきましては、組合敷地内及び駐車場の除草作業を年に3回実施しており、各回10名ほどで実施をしていただいております。

また、敷地内の植木の剪定作業を年に1回、こちらにつきましても、10名程度で実施をしていただいております。

また、管理棟清掃委託につきましては、毎月1回実施しておりまして、こちらは、毎回6名程度で実施をいただいているものとなります。

また、ともに過去3年間で実施した範囲や量につきまして、変化はございません。3年間、同様でございます。

次に、2点目の消防設備点検に関する御質問でございますが、もう1社見積りを行った事業者につきましては協防災株式会社様でございまして、金額は9万2,400円、税込みでございました。

こちらにつきましては、金額が6年度から下がっているということでございますが、点検内容については以前と変更はございません。

そして、3点目の職員健康診断の件でございますが、こちらは当組合の職員の定期健康診断につきましては、職員数が少数でありますことから、桶川市の定期健康診断と合同で実施しておりまして、桶川市の入札結果に基づき、同一業者と契約をさせていただいているものでございます。

答弁については以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

5番、渡辺まや議員。

○5番（渡辺まや議員） それでは、再々質疑です。

通告していなくて大変恐縮なんですけど、作成していただきました資料の2の例規データ更新委託に関して、最後、お伺いさせていただきます。

こちら、昨年度契約した例規データ更新委託ですが、紙の例規集が廃止となり、完全デジタル化となったことで、今まで郵送されてきていた資料などがなくなり、パソコンで資料を確認したりと、私も実感しているところではあるんですけども、こちらは職員の業務負担や作業効率など、どのような効果が出ているのかという評価はどのようになっているか。

また、今後は、令和5年度は約120万ほどの決算額で、令和6年度は約26万8,224円とのことなんですけれども、今後は、この令和6年度と同じくらいの金額となっていくのか。そして、最後に、本日配付された資料なども今後はデータで対応していく予定なのかをお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（斎藤哲雄議員） 5番、渡辺まや議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、ただいまいただきました再々質疑についてお答えをしまいたします。

それでは、例規システムの導入に関する職員の効率向上等についてでございますが、例えばでございますけれども、条例や規則等を改正する場合、このデータでありますと検索機能などがついてございますので、こうした点では、改正が必要な箇所の検索等が速やかに行えるようになったものでございます。

また、ホームページへの例規の掲載等につきましても、これが速やかに行えたという点につきましては、評価をしている点でございます。

続きまして、委託の金額でございますが、次年度以降につきましても、令和6年度と同水準の金額での契約となるところでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。申し訳ございません。

3点目の御質問、資料の配付、今後の資料配付についてでございますが、データでの対応が可能なものにつきましては切替えをしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

以上で、5番、渡辺まや議員の質疑を終わります。

次に、11番、仲又清美議員。

○11番（仲又清美議員） 私からは、10号議案、構成市の処理状況の比較について、総括的に質問させていただきます。

先番議員さんと一部重複するところがございますが、あらかじめよろしく願いいたします。

2点目が、新年度予算編成に向けて、やっぱり総括ということで、質問いたします。

1点目から、構成市の処理状況でございますが、前年比では、収集処理量は全体的に減少していますけれども、桶川市が増えている要因について、お伺いいたします。

2点目は、浄化槽汚泥について、構成市の今後の傾向と方向性についても伺います。

次に、予算編成に向けてということで、本議会でも審査をしておりますけれども、この決算審査の結果から、新年度予算編成に向けて行っていくかと思いますが、その際、当局として主な留意点がありましたら、お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（斎藤哲雄議員） 11番、仲又清美議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、11番、仲又議員さんの御質問に順次お答えをさせていただきます。

構成市の処理状況比較において、桶川市が増えている要因でございますが、初めに、し尿についてでございますが、台風や豪雨によりくみ取り量が増えるような場合がございます。しかしながら、上尾市、伊奈町につきましてはし尿が減少となっておりますので、あくまでも一つの可能性の話として御承知おきをいただければと思います。

次に、浄化槽汚泥につきましては、搬入業者さんなどにお聞きしたところによりますと、令和6年度において、桶川市内で浄化槽の清掃励行キャンペーンを行ったという情報をお聞きしておりまして、収集処理量に影響した可能性があるのではないかと考えているところでございます。

次に、浄化槽汚泥について、今後の傾向と方向性でございますが、令和6年度につきましては、2市1町全体で77トン、0.33%の増加、令和5年度においては、197トン、0.84%の減でございました。各構成市町さんにおきましては、いずれも微増、微減を繰り返しながら、将来的には人口減少及び下水道普及によりまして、緩やかに減少していくものと推測をしているところでございます。

次に、決算審査結果から、新年度予算編成に向けての留意点でございますが、衛生組合は、主たる財源を構成市町の負担金によって運営していることを念頭に置いて、市民生活における衛生環境の維持の一端を担っていることを改めて自覚をし、無駄のないよう、最小の経費で最大の効果が得られるよう、組合運営に臨みたいと考えております。

予算編成に当たりましては、特に懸案事項であります脱水汚泥処理委託の高騰につきまして、減額に向け、他者への模索等を検討し、また、情報収集を行い、迅速に対応できるよう臨みたいと考えております。

また、施設におきましては、経年による故障及び劣化に対処すべく、日常点検を密にしております。不具合には早急に対応できるよう維持管理してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

以上で、11番、仲又清美議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（斎藤哲雄議員） 暫時休憩いたします。

一般質問の通告がありますので、再開後、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。

再開予定時刻を申し上げます。再開予定時刻は11時40分といたします。

（午前 11 時 27 分）

○議長（斎藤哲雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 41 分）

△衛生組合事務に対する一般質問

○議長（斎藤哲雄議員） これより日程に従い、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。

1人につき質問時間は答弁を含めて30分、質問回数は3回までとなっております。また、発言は登壇にてお願いをいたします。

6番、海老原直矢議員。

〔6番 海老原直矢議員 登壇〕

○6番（海老原直矢議員） 議席番号6番、海老原直矢です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

議長の御許可いただきまして、皆様のお手元に資料を配付させていただいておりますので、そちらを御参照いただきながら聞いていただければと思います。

今後の施設の在り方についてという項目で質問をさせていただきます。

まず、資料の1にお示しをしておりますのは、し尿と浄化槽汚泥の取扱い量の平成25年から令和6年までの推移ということになりますが、こちらを見させていただきますと、取扱い量は12年で22%減少しているということになります。今後の見通しについて、このし尿、浄化槽汚泥の排出量の今後の見込みについて、まず、お伺いをさせていただきます。

次に、資料の2としてお示ししておりますのは、管理費と事業費の比率になります。

こちらは、事務局から御提供いただきました資料を基に私のほうで表とさせていただきますますが、こちらを見ていただきますと、施設が稼働し始めた平成3年のときには、議会費と総務費を含めました管理費から、この当時は地元対策の負担金が出ておりましたので、そちら

を引かせていただきまして、その管理費に対する事業費の割合は62%でしたが、平成16年には73%、26年に84%、そして、令和6年には既に90%ということで、事業費に対して管理費が9割、ほぼ同額を示すという状態になってしまっています。

さらに、3番目に、資料の3ということで、構成自治体ごとの直近の取扱量の推移を見させていただきますと、令和3年から6年度までは既に下げ止まりの傾向にあるというふうに思います。こういったものを考えると、今後もこの事業費と管理費の傾向が続くような気もしますが、今後の見込みも踏まえた施設の費用対効果について見解をお伺いします。

そして、資料の4では、職員皆さん当たりの時間外の勤務手当を決算から引っ張ってきて書いてありますが、こちらを見させていただくと、一定量のまま推移しております。こういったことを踏まえると、先ほどのところと重なりますが、もうこれ以上、業務の効率化をなかなか図っていくというのは、職員数を減らすだとか、そういったことは難しいのだと思います。そうすると、より効率的な運営のためには広域化を検討するべきだと、私としては考えています。

資料の5でお示ししているのは、環境省がもう平成22年に出しておりますが、このし尿処理の広域化の有効性ということでマニュアルをまとめています。ここでも、今後のし尿処理、この当時の、平成22年当時の今後のし尿処理広域化方策に記載する効果として、この様々なところが書かれています。公共事業の効率化、コスト縮減や環境保全対策、資源循環、リサイクルの推進等、有効な施策ということで示されていますが、広域化の検討は行っているのか、お伺いします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 6番、海老原直矢議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。
大塚事務局長。

〔組合事務局長 大塚浩正君 登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、6番、海老原議員さんの御質問に順次お答えをいたします。

今後の施設の在り方につきましては、初めに、し尿、浄化槽汚泥の排出量の今後の見込みでございしますが、人口の変動の状況、下水道普及率の状況のほか、下水道区域外地域での建物、施設の立地など、不確かな要素がございしますが、構成市町全体の人口は令和3年度をピークに減少に転じており、かつ下水道普及率の向上もあり、当施設のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は緩やかに減少しております。この傾向は今後につきましても当面継続し、微減ながら減少していくものと推測をしているところでございます。

次の、今後の見込みを踏まえた施設の費用対効果でございますが、搬入量の減少に応じ、施設の処理能力を適正化することによって、消費電力の削減、各機器の運転時間の減少による整備期間の見直し並びに脱水汚泥搬出量の減による処理費用の減などが予想されるものでございます。しかしながら、社会情勢の変化、物価の高騰などにより、明確な費用対効果の予測が難しいものと考えているところでございます。

最後に、広域化の検討でございますが、既に当組合におきましては、上尾市さん、桶川市さん、伊奈町さんとの間で広域化による効率的なし尿処理の運営を進めているところではございますが、さらなる処理の広域化につきましては、現在のところ、検討は行っていないところでございます。

当衛生組合施設の今後につきましては、処理能力の適正化を図り、規模を縮小し、効率化、省電力化を進めていきたいと考えているところでございます。

なお、稼働から35年目となる施設の整備方針を今後検討するに当たり、近隣の周辺施設5施設の広域化等の調査を実施いたしました。いずれも広域化の検討は特段行っていないとのことでした。

また、近隣周辺施設の中では、既に基幹的改良工事を行った施設、延命化を決定した施設や下水道施設への放流の計画を進めている施設など、個々に取組を行っている施設も多く、他団体との広域化に関しましては、現状、考え難い状況でございます。

さらに、新たな施設を造るとなりますと、用地選定、地元合意、搬路の遠地化、費用面など、多くの課題があるものと考えているところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

6番、海老原直矢議員。

〔6番 海老原直矢議員 登壇〕

○6番（海老原直矢議員） 再度、質問させていただきます。

恐らく資料の6でお示ししているのが周辺のし尿汚泥処理施設だと思いますが、こういったところで様々なところがあるところでございますが、他のし尿・汚泥処理施設の管理費の割合を見させていただくと、北本地区の衛生組合は51%、入間西部衛生組合ですと、さらに低くて37%ということになります。

この議会費と総務費を合わせたいわゆる管理費が事業費の9割以上の水準であることは今の

運営上適切であると考えているのか、お伺いします。

また、運営の健全性に鑑みて、本来はどの程度の取扱い量を、これは水準ではなくて取扱い量です。維持することが好ましいと考えているのか、お伺いします。

資料8でお示ししていますのは環境省が示している資料になります。こちら、先ほど、答弁のほうで、広域化について考え難いということではありますが、これは施設整備を前提としたお答えだというふうに思います。ただ、私のお示しをしているこの広域化というところは単にばかでかい建物を1個建てて、そこで全てやるということではなくて、ほかの主体や、運営主体を広域化して、複数の施設を管理したりだとか、あるいは、下水道の部門や廃棄物の部門と統合することによって効率的な運営をするということも含めて検討すべきだということで御質問させていただいています。

ここの環境省の資料8でお示ししているものについても、そのような例として下水道の施設との、大都市や下水道普及率が高い地域においては、そもそもこの報告書においては、下水道の施設と一体化するのが好ましいのではないかということがあったり、あるいは、し尿処理施設は単品としてあるけれども、汚泥の共同リサイクルセンターを設置するなど、様々な形での事業の効率化というところが、この国のほうからも示されているというふうに理解しています。

また、資料の9でお示ししていますが、これまでの事例として、一部事務組合を自治体単位であったりだとか、あるいは、複数の自治体からのところですが、統合した例も実際にこういった形で出てきております。

資料を1枚めくっていただきますと、他の事業との一体的運用というところにおいては、埼玉県内においても、ごみ処理とし尿処理を一体として行っている。久喜と宮代は多分もうやめちゃうんだと思いますけれども、久喜宮代衛生組合、蕨戸田衛生センター組合、蓮田白岡衛生組合、小川地区衛生組合、東埼玉資源環境組合はごみ処理とし尿処理を一体的運用をしており、下水道と浄化槽とし尿処理を一体的に運用しているのは皆野、長瀬の下水道組合や坂戸、鶴ヶ島の下水道組合があります。こういった形で他の事業との一体的運用も含めて広域化という意味で検討すべきだと思います。

資料の11では、この下水道の広域化の推進総合事業については、既に平成30年に国のほうで交付金の措置等も行われているということで、国のほうとしても積極的に推進をしているということだと理解をしております。そういった意味で、再質問の2項目めとしては、この施設の統合という意味では、広域化以外でも運営主体を広域化して、複数の施設を管理するだとか、あるいは、下水道部門や廃棄物の部門と統合するといった形での広域化も他の自治体を見ると

考えられると思いますが、いかがかということをお伺いします。

資料の12を見ていただきますと、これは豊橋市のバイオマス資源の利活用施設の整備・運営事業ということで、こういったセンターを運営して、し尿や浄化槽汚泥をバイオマスして利活用しているという事例があります。これは国のほうでも注目している例ということで、資源エネルギー庁のガイドブックでも事例として紹介をされているところであります。

こういった他の自治体では、し尿、浄化槽汚泥をバイオマス発電のための資源として活用している例もあり、本施設の更新に当たっても検討していくべきだと考えますが、現状と見解をお伺いします。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 6番、海老原直矢議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

〔組合事務局長 大塚浩正君 登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、ただいまいただきました再質問に順次お答えをしてみたいです。

初めに、事業費に対する管理費の比率でございますが、決算書の款の区分で比較いたしますと、ほぼ均衡しており、近隣の類似団体が約50%であることを鑑みますと、割高と言えるものと考えます。一方で、類似団体におきましては、処理施設の運転管理を民間委託しており、施設運転に係る人件費が事業費に計上されておりますことから、一概に比較は難しいものと考えます。

参考までに、当組合で施設運転に係る人件費相当額を事業費に移しますと、およそ50%となるものでございます。

しかしながら、事業費に対する管理費の割合は低いほど効率的な運営であると言えるものと考えております。

また、適切な取扱い量でございますが、処理区域の人口や面積など、様々な要因にもよりまるところ、判断が難しいところでございますが、当然に規模が大きくなるほど、事業費に対する管理費の割合は下がりますので、費用的な面においては効率的な運営につながるものと考えております。

次に、広域化の考え方でございますが、議員がおっしゃられますとおり、施設を統合せずとも一つの団体に複数の施設を管理、運営することは可能なものと考えます。また、下水道処理施設との共同処理化やごみ処理施設と併せて管理、運営することも可能なものと考えておりま

す。

次に、再資源化に関する御質問でございますが、現在、し尿処理施設を新たに建設する場合、環境省が所管します循環型社会形成推進交付金の交付要件は、汚泥再生処理センターとして整備することとなり、メタンガスの回収や脱水汚泥の堆肥化、助燃剤化などが要件となっております。一方、これらの再資源化を図るためには、資源の需要先の確保や安定した供給、費用対効果の観点から、一定規模以上の施設でないと再資源化事業の継続に困難を伴うことが多いものと考えております。

本施設の整備方針を決定するに当たりましては、基幹改良工事による施設の延命化と併せて、汚泥再生処理センターや下水道放流施設としての整備も比較、検討する予定となっております。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

6番、海老原直矢議員。

〔6番 海老原直矢議員 登壇〕

○6番（海老原直矢議員） 再々質問いたします。

資料の13でお示ししておりますのは、秋田県の県北地区の広域汚泥資源化事業の事例です。こちらについては、様々な自治体が関与しまして、県が主導で汚泥の資源化施設を共同で設置したという事例になります。

これは、14を見ていただきますと、この広域汚泥資源化事業に向けた合意形成には16年間かかっているということになります。平成16年から勉強会や基礎調査、市町村等への意向調査を始めて、事業着手が平成27年度、そして、施設の実際の稼働開始が令和2年度ということで、今から、例えば仮に検討を開始したとしても、16年後に稼働開始ということになれば、早期にこういったことが可能かということと、近隣市町村も含めて、こういった可能性があるのかというところは、不断の検討を行うべきだと思います。

広い意味での広域化について、この検討する場合はその時期についてどのようにお考えになっているのか、お伺いします。

また、検討を行うに至る基準等はどのように考えていらっしゃるのか。それについてもお伺いをさせていただきます。

また、こちらはちょっと通告とは違いますが、これまでの効率化が可能だということが一つと、あと、先ほど、再資源化を行うに当たっても、一定規模以上の施設が好ましいという御答弁等も踏まえれば、いずれかの方式であっても、広域化の検討を専門家も含めて早急に検討

を開始すべきだと考えますが、その見解を改めてお伺いさせていただきます。

このバイオマス資源としての活用についてですが、資料の15でもお示ししています。これは下水処理場における地域バイオマスの集約というところで、国交省が示している資料になります。

また、資料の16でも、これも国交省の資料です。国交省のほうでも、し尿や浄化槽汚泥、先ほども一定規模のとありましたが、し尿処理施設として一定規模のし尿や浄化槽汚泥を確保するというよりも、ほかの自治体も、生ごみ等のバイオマスの集約というものを行って、下水道汚泥の改質技術の導入に、この場合だと、バイオマスの発生量を増加させて有効活用しているという例になります。

バイオマス資源のバイオマス発電の資源としての活用については、下水道部門や廃棄物の処理の部門との意見交換が必要になってくると思いますが、それについての御見解をお伺いいたします。

また、構成自治体において、新たなごみ処理施設の検討が進んでいる最中であり、計画中に本施設のし尿、浄化槽汚泥の資源活用についても組み入れるよう要請をしていくことが好ましいと考えますが、そのような観点での意見交換の有無と今後の構想についてお伺いします。

また、こういった検討を行うに当たっては、内部だけの検討ではなくて、特にバイオマスセンター等をこういった事例を他の自治体を見ても、迷惑施設から住民の理解につながったという例もありますので、検討に当たって、市民に情報を開示して、パブコメ等、積極的な意見聴取等を行っていくべきと考えます。これによって、し尿処理施設に対する関心等を飛躍的に高めることにもつながると考えますが、こういった市民への情報開示や市民からの意見聴取についてどのように考えるかについてもお伺いします。

また、今、この施設の所在地を考えると、隣接する桶川市さんの環境センターについては、今後統合することが想定されており、跡地利用についても今後検討されていくものと理解しています。そういった際にも、こういった国の交付金等を活用して、資源循環等に資するような形で、さらにこのし尿処理施設にとどまらない施設の検討等を行うことによって、この施設の価値そのものを高めることにつながるとは思います。管理者もここにいらっしゃるからあれですけれども、桶川市さんとの意見交換についてもどのように今後行っていく予定か、御見解をお伺いします。

以上です。

○議長（斎藤哲雄議員） 6番、海老原直矢議員の再々質問に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

〔組合事務局長 大塚浩正君 登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、ただいまいただきました再々質疑につきまして、お答えを申し上げます。

まず、広域化を検討する時期でございますが、当然ながら、広域化につきましては、相手のあることでございますので、先ほど議員さんお示しいただいた資料にも記載のとおり、意思決定には相当の期間を要するものと考えております。

また、現在、それぞれの団体が管理、運営する施設の更新の時期というものも大変重要な要素となってまいりますので、広域化の検討を行うに至る明確な基準というものは特段ございませんが、日頃から将来の広域化については研究し、近隣団体とも情報交換を行っていく必要があるものと考えております。

また、専門家を入れての検討ということでございますが、まずは、やはり相手先のあることでございます。周辺の団体さんとの意見交換を先にまず始めさせていただきたいと考えております。また、状況によっては、議員さんから御提案のありましたような、専門家を入れてのアドバイス等も必要になってくるのかなと考えております。

次に、下水道部門や廃棄物処理部門との意見交換に関する御質問でございますが、これまで下水道部門の方々とは情報交換はさせていただいておりまして、下水道処理施設との共同処理の可能性について協議を行ってまいりました。

一方、廃棄物処理部門という点におきましては、具体的な意見交換を行ってきたという経緯はございませんが、今後、当組合の施設整備方針を決定していく過程におきましては、構成市町さんの廃棄物行政に関わっておられる参与さんとも意見交換をさせていただくということになりますので、資源活用につきましても、併せて検討してまいりたいと考えております。

そして、パブリックコメント等、この施設について、施設の理解を市民の皆様にも求めています。これは大変重要なことかと考えております。

現在の時点におきましては、まだ具体的な、1本に絞られた構想というものがございませんので、今後、これは整備方針を決定していく過程において、また、検討してまいりたいと思います。

最後に、隣接します桶川市環境センターとの関係でございます。御承知のとおり、桶川市におかれましても、今、川島町とのごみの共同処理について動いております。この動向につきましては、私ども衛生組合につきましても、大変関連性の高いものと考えておりますので、日頃

より情報交換を密に図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありませんか。

以上で、6番、海老原直矢議員の一般質問を終わります。

次に、7番、近本あんな議員。

〔7番 近本あんな議員 登壇〕

○7番（近本あんな議員） 7番、近本あんなです。

通告に従いまして、質問させていただきます。

今回、私は、汚泥回収ができなくなって困る人が出ないようにという視点で質問させていただきます。

大きな1、定期点検について、①故障したら、汚泥受入れを止めざるを得ない機器は何なのか、伺います。どれも故障したら困ると思うんですが、完全に受入れを止めざるを得ない最重要の機器は何があるのか、伺います。

2点目、その機器の点検の頻度を伺います。

大きな2、故障時の迅速な修理に関して、①財政調整基金の1億円の根拠、先番議員さん、海老原さんのほうでも決算のほうで質問ありましたが、2月議会で財政調整基金は1億程度を見込んでいるとの答弁がございました。1億あれば問題がないとする根拠に関して、再度、伺います。

②大型機器が壊れた場合の試算に関してです。

大きな1、①で質問したような、最重要機器が故障した際に必要になる修理費用はどの程度で見込んでいるのか、伺います。

③故障発生時の対応フローに関してです。

最重要機器が壊れた場合に、汚泥受入れを止めない。もしくは最短期間で修理を終わらせるための対応フローが決まっているのか、伺います。

臨時議会をするのか、専決処分なのか、含めて、伺います。

大きな3番、一時的にほかの市町村に受け入れてもらうなどの対応策についてです。

汚泥の受入れを止めなくてもよいように、ほか市町村との協定などはあるのか、伺います。よろしくお願いします。

○議長（斎藤哲雄議員） 7番、近本あんな議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

〔組合事務局長 大塚浩正君 登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、7番、近本議員さんの御質問に順次お答えをいたします。

汚泥回収ができなくなって困る人が出ないようにについての（1）定期点検の①故障したら、汚泥受入れを止めざるを得ない機器は何かでございしますが、議員がおっしゃられますように、安定してし尿及び浄化槽汚泥の受入れを継続するためには、どの設備機器であっても故障したら困るものでございしますが、あえて最重要な機器を申し上げますと、電力を受電する高圧受変電設備が挙げられます。施設の設備機器のほとんどが電力による稼働によるものでございしますので、電気が供給されなくなりますと施設が稼働できなくなるものでございします。

続きまして、②その機器の点検の頻度でございしますが、職員による就業日の毎日点検、委託による月1回の月次点検及び年1回の停電を伴います年次点検を行っており、不具合が確認された際には、適宜対応しているところでございます。

次に、故障時の迅速な修理についての①財政調整基金1億円の根拠及び②の大型機器が壊れた場合の試算につきましては、関連がございしますので、一括して答弁させていただきます。

大型機器が壊れた場合を想定いたしますと、例えば、オゾン発生器設備、こちらは、処理水の脱色及び殺菌をするものでございしますが、故障の度合いにもよりますが、修理の対応の場合で数百万円から、機器の更新となりますと1億円程度が見込まれるものでございします。

同じく、汚泥脱水設備に関しましても、修理対応の場合で数百万円から機器の更新では1億円程度と考えられます。

また、先ほどの最重要の機器で触れました高圧受変電設備が故障いたしますと、対処方法は機器の更新しかなく、故障箇所にもよりますが、2,000万円程度を要すものと推察しております。

このようなことから、不測の事態が発生いたしましても、し尿及び浄化槽汚泥の受入れに極力影響を与えず、早急に対応できる状況を維持するためには1億円程度の金額が必要と認識をしているところでございます。

続きまして、③故障発生時の対応フローでございしますが、施設は、24時間、中央監視装置により運転管理が行われており、休日、夜間であっても、異常が発生した際には担当主幹へ通報されることとなっており、緊急性に応じ、緊急連絡網により副局長、事務局長へと連絡が回ることでございます。

また、臨時的に財政調整基金を取り崩し、補正予算を編成する場合などには、基本的には臨

時会を開催させていただき、御審議いただくべきものと考えますが、開催にいとまがなく、緊急を要する場合には、専決処分にて対応させていただく場合もあろうかと考えております。

最後に、一時的に他の市町村に受け入れてもらうなどの対策でございますが、例えば、最重要機器の高圧受変電設備故障において施設の運転ができなくなった場合でも、施設の空き水槽に一時的な保管ができますので、仮に1日100キロリットルを受け入れるといたしまして、最大2週間程度は受入れが可能となっております。

また、その以上期間となりますと、施設での処理が困難となりますので、当組合の加入しております埼玉県をはじめとする県内85団体で構成されております埼玉県清掃行政研究協議会におきまして、相互支援協定を締結させていただいておりますので、そちらに支援要請をさせていただくことになります。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

7番、近本あんな議員。

〔7番 近本あんな議員 登壇〕

○7番（近本あんな議員） 順次、再質問をさせていただきます。

1点目です。協定先の受入れ単価が高いが、今の財調で足りるのかという視点です。

故障が発生した場合も2週間程度はし尿などを貯留できるとの答弁がございました。2週間以内に大型機器の修理、更新ができない場合、埼玉県清掃行政研究協議会の支援協定先を頼ることになるかと思います。令和4年までの数字ではございますが、当組合で受け入れる場合の1キロリットル当たりの単価が5,600円ですが。ほかの組合は1万円を超えるところもございます。2週間以内に機器の修理が完了しない場合、費用を払って、他団体での処理を依頼することになります。迅速に修理、稼働再開を目指すのは当然として、現在の財政調整基金1億3,500万で足りると考えているのか、伺います。

2点目に、人口減少社会で1人当たり732円というのはいつまで維持できるのかという視点です。

各市町の負担金に関して、1人当たりの負担金は今年も去年も732円でございました。今年3月に各市町の負担金を減らす分は財調から補填するという話がございましたが、これまでの話を踏まえれば、財調の金額を減らし過ぎるということとはできないんではないかと考えております。人口減少社会において、1人当たりの負担額を増やしていくことも考えなくてはいいないと思いますが、今後の負担金についての試算をされているのか、伺います。

3点目に、存在を知られていない対応フローを職員の見えるところに置くべきでないかという視点です。

故障発生への対応フローについて、先ほど教えていただきました。環境省の廃棄物処理施設、事故対応マニュアル作成指針を確認いたしますと、し尿処理施設における事故では、ガスの発生、漏えいや放流水質異常なども考えられます。当組合に、さきの答弁にあった連絡網も記載された事故対応マニュアルの用意があるのか。そのマニュアルはどの程度活用されているのか、伺います。

以上です。

○議長（斎藤哲雄議員） 7番、近本あんな議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。
大塚事務局長。

〔組合事務局長 大塚浩正君 登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、ただいまの再質問に順次お答えしてまいります。

初めに、協定先の受入れ単価と財政調整基金の規模に関する御質問でございますが、一つの事例を申し上げますと、東日本大震災が発生した際、東北地方に位置するし尿処理施設におきまして、津波の被害で地下の電気室が海水で浸水し、電気設備が使用不能な状態となり、運転を停止した事例がございました。その際、運転再開までに要した期間は2週間とのことでございました。

この点を踏まえまして、1回目の御質問で御答弁申し上げました最重要機器である高圧受変電設備が故障した場合を想定いたしましても、よほどのことがない限り、2週間程度で施設の運転が再開できるのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、仮にほかの施設へ1キロリットル当たり1万円で処理を依頼することとなりますと、現在、365日平均で約68.5キロリットル、1日当たりの搬入がございますので、1日当たり68万5,000円、1月当たりでは、31日計算で2,123万5,000円の支払いが必要となってまいります。

現在、財政調整基金が1億3,500万円ほどございますので、単純計算ではございますが、最大で約6か月半の受入れが可能となる計算となりますので、当面の対応には問題がないものと考えております。

なお、災害などの非常時に備え、財政調整基金は多ければ多いほど安心という面はございますが、当組合の運営資金は、その9割以上を構成市町からの負担金で賄っていることを鑑みますと、絶対に足りるとまでは申し上げられませんが、妥当な金額ではないかと考えているところ

ろでございます。

そして、今後の負担金に係る試算でございますが、当然ながら、構成市町におかれましても、少子高齢化社会を迎え、税収が先細り、社会保障費は増大化するという状況にありますことから、毎年の負担金を増額していただくことは容易ではないものと考えております。

なお、稼働開始から35年目を迎えた施設について、今後、大規模な整備を実施することを考えますと、国からの交付金や起債による財源調達を想定いたしましても、一般財源による負担や起債に係る毎年の元利償還金について、別途新たに御負担をお願いしなければならないものと考えております。

このようなことから、毎年の運営費につきましては、当面、現在の規模を上回らない額に抑えることを第一に考え、将来的には、先番議員さんからの御質問にもございましたとおり、広域化等も含め、さらなる管理、運営の合理化を図っていく必要があるものと考えております。

次に、事故対応マニュアルに関する御質問でございますが、平成28年に、環境省が作成指針を作成した際、当組合におきましても、対応マニュアルを作成した経緯がございます。

一方、緊急連絡先等の情報が一部更新できていない箇所もございましたので、今後、更新が必要なものと考えております。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

7番、近本あんな議員。

〔7番 近本あんな議員 登壇〕

○7番（近本あんな議員） 再々質問させていただきます。

まず、1点目です。

先ほどのお話で、機器が壊れた際に修理で大体1億円かかるというお話があり、また、今の御答弁で、ほかの自治体にお問い合わせするときに、1日当たり68万円ほど、処理費用が発生するというお話がございました。絶対に足りるとは言えないがということでしたが、機器の故障が発生した場合に、どこからお金を工面する予定でいるのか。各市町からの拠出金、地方債、また、国や県からの補助金などがあると思いますが、どういう手順で申請することを想定しているのか、伺います。

次に、人口減少社会で、1人当たり738円の維持に関してです。

負担金については、基本的にはずっと据置きでいくけれども、必要になったらこんと、大規模整備の際にぼんと乗るという認識で合っているのか。大規模整備は、3月議会の時点で、

令和7年度中に方向性を示す旨の答弁がございましたが、現時点での検討結果を伺います。

最後です。対応フローが一応あるということでございましたが、事前の調査の時点では、ちょっと職員さんのほうであまり知られていないような言動も見受けられました。連絡網も事故発生時の対応マニュアルのフローも記載されているのであれば、内容の更新、あとは職員さんへの周知、3つ目に、普段から職員が認知できる場所への掲示をするべきと考えますが、見解を伺います。

以上です。

○議長（斎藤哲雄議員） 7番、近本あんな議員の再々質問に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

〔組合事務局長 大塚浩正君 登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、ただいまいただきました再々質問につきまして、お答え申し上げます。

まず、機器が故障した場合の財源に関する御質問でございますが、組合同規約第13条におきましては、組合の経費は、組合の事業、財産より生ずる収入及びその他の収入をもってこれに充て、なお不足すると認められたときは、次の割合、人口割になりますが、これにより、組合市町が負担するとありますことから、まずは組合の財政調整基金により対応し、なお不足する場合には、構成市町と協議させていただくことになるものと考えております。

なお、地方債及び補助金等につきましては、例えば、大規模災害の発生による故障等であれば、臨時的に創設されるメニューも見込まれますことから、補助率、充当率及び交付税措置率などを総合的な観点から、その都度、最も有利な財源を検討することになるものと想定をしております。

続きまして、負担金のことでございますが、必要なときにお願いするののかという御質問であったかと思います。

これにつきましては、大規模な施設の改修が伴いますと、今、私どもが保有しております財政調整基金では賄い切れない状況になると想定しております。このような場合には、毎年の負担金と、また、別途という形で御負担をお願いすることになるものと考えております。

そして、この施設の大規模改修、令和7年度中の検討状況でございますが、この後、本会議後に御説明のお時間を頂戴して御説明いたします。施設の整備方針、こちらは、全てで6パターンの方針案がただいま出ております。これに基づきまして、現在、この報告書の中では、全て洗い出されていない課題整理がございます。こうしたものを現在、調査、研究、また聞き取

りを行っておりまして、今年度は構成市町参与さん方をはじめとし、関係する皆様方と方針の検討を行っていく予定でございます。

可能であれば、今年度中に方針決定まで至ればというところではございますけれども、何分、大変大きな財源も要する事業となりますので、恐らく今年度、もしくは来年度くらいまで、検討に関しては期間を要するものと考えております。

そして、最後に、対応マニュアルの件でございますが、当然、これは事故が発生したときにすぐに役立つものでなければならないものと考えます。

先ほど答弁申し上げましたとおり、一部更新が図られていない箇所がございましたことから、早急に必要箇所の更新を図り、常に職員が目に触れ、いざというときにすぐに使えるマニュアルとして活用できるよう、直ちに対応をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありませんか。

以上で、7番、近本あんな議員の一般質問を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いいたします。

休憩中、提出議案に対する討論のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

（午後 零時 22 分）

○議長（斎藤哲雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 23 分）

△討 論

○議長（斎藤哲雄議員） これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

△採 決

○議長（斎藤哲雄議員） これより採決を行います。

初めに、第10号議案 令和6年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することに賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、第10号議案は認定することに決しました。

次に、第11号議案 令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）について、原案どおり決することに賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、第12号議案は同意することに決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、議会運営委員長から、特定事件について、閉会中の継続審査といたしたい旨の申出がありましたので、議会運営委員会所管事務調査をお手元に配付してあります。

この際、閉会中の継続審査を議題とします。

お諮りします。

特定事件については、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 異議なしと認め、そのように決定しました。

△管理者の挨拶

○議長（斎藤哲雄議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 令和7年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、令和6年度歳入歳出決算の認定及び令和7年度歳入歳出補正予算等の議案につきまして、議員の皆様におかれましては熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

結びになりますが、まだまだ当分厳しい暑さが続いておりますので、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただきまして、御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（斎藤哲雄議員） 以上をもちまして、令和7年年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後 零時28分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 齋 藤 哲 雄

議 員 海 老 原 直 矢

議 員 前 島 る り

参 考 資 料

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

管理者提出のもの（３件）

議 番	案 号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	結 果
10		令和6年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計 歳入歳出決算の認定について	7 8. 5	7 8. 5	認 定
11		令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計 補正予算（第1回）	7 8. 5	7 8. 5	原案可決
12		公平委員会委員の選任について	7 8. 5	7 8. 5	同 意